



愛媛県報

平成14年12月17日火曜日 第1417号外 1

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇
条 例

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	1
○ クリーニング業法施行条例.....	13
○ 化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条 例.....	14

条 例

○愛媛県条例第54号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のよ
うに公布する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57
号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「16,000円」を「14,000円」に、「3,0
00円」を「5,000円」に改める。

第10条第2項第2号セ中「以上」の下に「70キロメート
ル未満」を加え、同号に次のように加える。

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメート
ル未満である職員 35,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメート
ル未満である職員 38,000円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメート
ル未満である職員 40,300円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメート
ル未満である職員 42,600円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメート
ル未満である職員 44,900円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上である職員
47,200円

第18条の4第1項第1号中「316,400円」を「311,400
円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「50,800円」に
改める。

第19条第2項中「100分の55」を「100分の50」に改め
、同条第3項中「100分の55」を「100分の50」に、「1
00分の30」を「100分の25」に改める。

附則第13項から第17項までを削る。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
	23			302,900	357,000	378,000	417,900					
	24			304,900	359,200	380,600	421,400					
	25			306,900	361,600	383,200						
	26			308,700	363,800	385,900						
	27			310,600	366,100							
	28			312,600	368,400							
	29			314,500								
	30			316,500								
	31			318,400								
	32			320,300								
再任用職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	—	233,000	269,900	289,500	309,500	330,800	361,800	396,700
	2	157,500	172,900	199,400	241,200	279,000	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800
	3	164,100	180,200	207,800	250,300	288,300	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800
	4	171,200	189,300	216,100	259,400	297,500	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100
	5	178,300	199,200	223,600	268,600	306,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600
	6	186,800	206,900	231,200	277,600	315,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200
	7	196,500	214,400	238,800	286,800	324,800	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900
	8	204,000	221,800	246,500	296,000	333,600	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700
	9	211,500	228,700	254,700	305,200	342,400	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700
	10	218,900	236,000	262,700	313,700	351,100	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200
	11	225,700	243,800	270,700	322,100	359,200	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800
	12	233,000	250,800	278,800	330,400	367,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400
	13	240,700	258,700	286,900	338,700	375,000	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100
	14	247,700	266,600	294,700	346,700	382,700	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400
	15	255,600	274,500	302,500	353,800	390,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700
	16	263,500	282,200	310,600	361,300	397,400	430,300	446,600	471,100	496,600	
	17	270,900	289,400	318,900	368,900	404,500	435,800	450,900	475,100	500,600	
	18	277,700	296,500	327,200	376,600	410,200	440,100	455,200	479,100	504,600	
	19	284,100	303,300	335,100	384,300	415,700	443,600	458,700	483,100		
	20	290,600	310,000	342,200	391,400	419,400	446,900	462,100	486,800		
	21	297,100	316,700	349,700	398,400	422,400	450,300	465,500	490,500		
	22	303,100	323,200	357,400	404,200	425,400	453,700	469,100			
	23	309,500	329,500	365,100	410,000	428,500	457,100				
	24	315,400	335,900	372,800	413,600	431,700	460,600				
	25	321,100	342,400	379,900	416,600	434,500					
	26	326,900	348,800	386,900	419,600	437,600					
	27	332,600	354,900	392,800	422,600						
	28	337,500	360,300	398,600	425,800						
	29	341,100	365,100	402,200	428,600						
	30	344,800	369,500	405,200	431,500						
	31	348,600	374,000	408,100							
	32	352,400	376,600	411,100							
	33	354,800	379,200	414,300							
	34		381,700	417,100							
	35		384,300	419,900							
	36		386,900								
再任用職員		245,000	255,300	264,800	279,500	308,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第3条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	257,900	300,000	344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
再任	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
用職	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
員以	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
外の	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
職員	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
	27	298,200	368,700			
	28	301,100	371,500			
	29	303,500	374,300			
	30	305,600				
	31	307,700				
	32	309,700				
再任 用職員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	299 ,100	350 ,800	430 ,800
	2	237 ,600	315 ,300	367 ,700	443 ,800
	3	247 ,800	331 ,800	384 ,500	455 ,900
	4	263 ,300	348 ,400	401 ,400	467 ,800
	5	279 ,600	365 ,000	414 ,200	479 ,300
	6	295 ,700	381 ,700	427 ,300	490 ,700
	7	310 ,800	398 ,500	440 ,000	501 ,600
	8	326 ,500	411 ,200	452 ,100	512 ,000
	9	341 ,500	422 ,700	463 ,700	522 ,300
再任	10	354 ,500	433 ,400	474 ,700	532 ,000
用職	11	367 ,400	443 ,000	485 ,500	541 ,800
員以	12	380 ,000	452 ,200	495 ,900	550 ,800
外の	13	389 ,300	461 ,200	505 ,800	559 ,500
職員	14	398 ,200	470 ,000	515 ,600	568 ,200
	15	405 ,500	478 ,800	524 ,000	576 ,600
	16	410 ,200	487 ,400	532 ,500	585 ,100
	17	414 ,800	493 ,500	541 ,000	593 ,000
	18	417 ,400	498 ,400	547 ,700	599 ,500
	19		502 ,600	554 ,300	604 ,800
	20		506 ,000	559 ,000	609 ,500
	21		509 ,500	563 ,700	
	22		513 ,000	568 ,300	
	23		516 ,400	572 ,400	
	24		519 ,900	576 ,600	
再任用職員		297 ,700	350 ,300	402 ,300	470 ,900

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
再任	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
用職	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
員以	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
外の	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
職員	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900	
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500	
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200	
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800		
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200		
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700		
	24		298,600	358,400	382,200			
	25		300,400	360,700	384,600			
	26		302,100	362,700	387,100			
	27		304,000	364,800	389,800			
	28		305,800	366,900				
	29			369,100				
	30			371,400				
再任 用職 員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						
再任用職員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

大 学 教 育 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,400	288,700	370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
	38	357,900				
再任用職員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の50」を削り、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の155」を「100分の170」に、「100分の125」を「100分の135」に、「100分の135」を「100分の150」に、「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第19条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の25」と、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の70」を「100分の85」に、「100分の155」を「100分の170」に、「100分の125」を「100分の135」に、「100分の60」を「100分の75」に、「100分の135」を「100分の150」に改める。

第19条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の60（特定幹部職員にあつては、100分の80）、12月に支給する場合においては100分の55（特定幹部職員にあつては、100分の75）」を「100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の35」に、「100分の40」を「100分の45」に改める。

（教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の55」を「100分の50」に改め、同条第3項中「100分の55」を「100分の50」に、「100分の30」を「100分の25」に改める。

附則第12項から第16項までを削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

中学校・小学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用教育職員以外の教育職員		円	円	円	円
	1	—	—	273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34		441,000		
	35		444,600		
36		447,100			
再任用教育職員		229,100	283,400	351,000	425,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用教育職員以外の教育職員		円	円	円	円
1	—		—	314,600	409,700
2	148,100		192,000	328,200	419,800
3	154,400		199,100	341,500	429,400
4	161,600		206,300	351,800	438,900
5	169,500		214,000	362,000	448,400
6	178,600		222,100	372,500	457,400
7	188,600		233,300	382,400	466,300
8	195,400		245,100	392,000	474,800
9	202,300		257,000	401,600	483,900
10	209,200		269,600	410,900	492,900
11	216,500		282,500	419,800	503,000
12	224,100		295,800	428,600	512,100
13	232,500		309,500	436,900	520,600
14	240,300		323,100	444,600	528,000
15	248,300		335,800	452,100	532,500
16	256,300		345,800	459,600	
17	264,200		355,900	467,700	
18	271,900		366,000	475,900	
19	279,600		375,500	483,800	
20	286,500		384,800	491,700	
21	293,100		393,800	499,700	
22	299,300		401,800	506,500	
23	305,400		409,000	510,600	
24	311,300		416,300		
25	317,200		423,100		
26	323,000		429,400		
27	328,500		434,900		
28	333,900		440,200		
29	339,000		445,000		
30	342,700		449,500		
31	345,700		453,800		
32	348,600		458,000		
33	351,400		460,900		
34	353,400				
35	355,400				
36	357,200				
37	359,000				
38	360,700				
39	362,900				
40	365,000				
再任用教育職員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の50」を削り、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の155」を「100分の170」に、「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第19条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の25」と、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の70」を「100分の85」に、「100分の155」を「100分の170」に改める。

第19条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の55」を「100分の70」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の35」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第5条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第12条中「、3月1日」を削る。

附則第4項及び第5項を削る。

（愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条中「、3月」を削る。

附則第5項の前の見出し、同項及び第6項を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を削る。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

号 給	給 料 月 額
	円
1	414,000
2	489,000
3	568,000
4	661,000
5	771,000
6	880,000

別表第2（第5条関係）

号 給	給 料 月 額
	円
1	340,000
2	380,000
3	411,000

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定、第5条中技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第12条の改正規定、第6条中愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条の改正規定、第8条中一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条に1項を加える改正規定並びに附則第7項、第9項及び第10項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第1号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事委員会規則で定める。

(1) 職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表並びに教育職員の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（附則第4項及び第5項第2号において「任期付研究員条例」という。）第5条第4項の規定による給料月額

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務

の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の職員給与条例若しくは職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成12年愛媛県条例第56号）附則第3項及び第4項、第3条の規定による改正前の教育職員給与条例又は第8条の規定（附則第1項ただし書に係る改正規定を除く。附則第5項第2号において同じ。）による改正前の任期付研究員条例並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成15年3月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の職員給与条例（以下この項において「改正後の職員給与条例」という。）第19条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第21条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、第3条の規定による改正後の教育職員給与条例（以下この項において「改正後の教育職員給与条例」という。）第19条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第20条第1項から第3項まで若しくは第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年3月1日（期末手当について改正後の職員給与条例第19条第1項後段若しくは第21条第6項又は改正後の教育職員給与条例第19条第1項後段若しくは第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

- (2) 継続在職期間について改正後の職員給与条例の規定、改正後の教育職員給与条例の規定又は第8条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第2項各号に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）並びに改正後の職員給与条例の規定又は改正後の教育職員給与条例の規定

による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

- 6 平成14年4月1日から基準日までの間において愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者（以下この項において「企業職員等」という。）であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ企業職員等との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額を加えるものとする。

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 7 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の職員給与条例（以下この項において「改正後の職員給与条例」という。）第19条第2項及び第4条の規定による改正後の教育職員給与条例（以下この項において「改正後の教育職員給与条例」という。）第19条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、改正後の職員給与条例第19条第2項第1号及び改正後の教育職員給与条例第19条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、改正後の職員給与条例第19条第2項第2号及び改正後の教育職員給与条例第19条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、改正後の職員給与条例第19条第2項第3号及び改正後の教育職員給与条例第19条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、改正後の職員給与条例第19条第2項第4号及び改正後の教育職員給与条例第19条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正等）

- 9 職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に改める。

- 10 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

○愛媛県条例第55号

クリーニング業法施行条例を次のように公布する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

クリーニング業法施行条例

（趣旨）

- 第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）第3条第3項第6号の規定によるクリーニング所において講ずべき措置その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(クリーニング所において講ずべき措置)

第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、住居その他の施設と区別し、他の用途と併用しないこと。
- (2) 仕上場には、天井を張ること。
- (3) 洗場及び仕上場の床面積は、それぞれ9.9平方メートル以上及び6.6平方メートル以上とすること。
- (4) 洗場及び仕上場は、採光、照明及び換気を十分にすること。
- (5) 洗場の内壁は、床面から1メートル以上の高さまでコンクリート、板等の耐水材料を用いること。
- (6) 仕上場の床面は、コンクリート、板等の耐水材料を用い、清掃しやすい構造にすること。
- (7) 洗濯物の受取及び引渡しをする施設は、適当な広さを有すること。
- (8) 取扱量に応じた容器、戸棚等の設備を設けること。
- (9) 適当な消毒設備を設けること。
- (10) 収集し、及び配達する容器を各別に備えること。
- (11) 洗濯に使用する溶剤、洗剤及びその他の薬剤を格納する設備を設けること。
- (12) 作業する場合には、清潔な衣服を着用すること。
- (13) 霧吹き作業は、噴霧器を使用すること。
- (14) 石油系溶剤で処理した場合には、乾燥を十分に行うこと。
- (15) 毎月1回以上消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行うこと。
- (16) テトラクロロエチレンを洗濯に使用するクリーニング所の営業者にあつては、次に掲げる措置
 - ア 洗場及びテトラクロロエチレンを格納する場所(以下「格納場」という。)の床面は、不浸透性材料(コンクリート、タイル等テトラクロロエチレンが浸透しないものをいう。)とし、そのひび割れ等によりテトラクロロエチレンが地下へ浸透するおそれがある場合には、床面をテトラクロロエチレンによる化学的变化により破損するおそれがない合成樹脂で被覆する等浸透防止処理を行うこと。
 - イ テトラクロロエチレンが洗場又は格納場の周囲へ漏出するおそれがある場合には、防液堤、溝、ため升等を設置して、その漏出を防止すること。
 - ウ 貯蔵用のタンク等テトラクロロエチレンを貯蔵する容器(以下「容器」という。)は、密閉することができ、かつ、テトラクロロエチレンによる化学的变化により破損するおそれがない金属製又は合成樹脂製のものとし、地上に設置すること。
 - エ 格納場を屋外とする場合には、屋根を設けること。ただし、屋根を設けることが困難な場合には、容器を被覆し、直射日光及び雨水を防止すること。
 - オ 格納場を屋内とする場合には、換気できる冷暗所とすること。
 - カ テトラクロロエチレンが業務用の機械から洗場へ漏出するおそれがある場合は、業務用の機械の下にステンレス鋼等の受皿を設置すること。

キ テトラクロロエチレンを使用する業務用の機械は、次に掲げる装置を設けた構造であること。

- (ア) 排水液中のテトラクロロエチレンの濃度を排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第1に定める許容限度以下とするための排水処理装置
- (イ) 脱臭工程におけるテトラクロロエチレンの蒸気のできる限り回収し、再利用するための蒸気回収装置
- ク 蒸留残さ物等テトラクロロエチレンを含む汚染物は、アからオまでに定めるところに準じ、適正に保管すること。

(クリーニング所検査確認証の交付等)

第3条 知事は、法第5条の2の確認をしたときは、クリーニング所の営業者に対し、クリーニング所検査確認証を交付するものとする。

2 クリーニング所の営業者は、クリーニング所検査確認証を当該クリーニング所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にクリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県規則第58号)第2条の2の規定により交付されているクリーニング所検査確認証は、第3条第1項の規定により交付されたクリーニング所検査確認証とみなす。

(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表21の項事務の欄第1号を次のように改める。

(1) 削除

○愛媛県条例第56号

化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

化製場等の構造設備の基準等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「」の構造設備の基準」の下に「、法第5条第4号(法第8条において準用する場合を含む。)の規定による化製場及び死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の管理者の講ずべき措置」を、「に届出を必要とする事項」の下に「、同条第5項において準用する法第5条第4号の規定による動物の飼養又は収容のための施設の管理者の講ずべき措置」を加え、「(保健所を設置する市を除く。以下同じ。)」を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

(化製場及び死亡獣畜取扱場の管理者の講ずべき措置)

第3条の2 法第5条第4号の規定により、化製場の管理者の講ずべき措置を次のように定める。

- (1) 原料を運搬する場合は、漏水しない容器に収容し、かつ、露出させないようにすること。
 - (2) 原料は、速やかに化製すること。ただし、腐敗させない方法で保管する場合は、この限りでない。
 - (3) 廃棄物は、一定の容器に入れ、施設の内外に飛散させないこと。
 - (4) 廃棄物を搬出する場合は、ふたのできる容器に入れ、運搬中飛散させないこと。
- 2 法第5条第4号の規定により、死亡獣畜取扱場の管理者の講ずべき措置を次のように定める。
- (1) 死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、獣医師の診断書又は検案書を添えて、その旨を知事に届け出ること。
 - (2) 死亡獣畜は、食用に供しないこと。
 - (3) 死亡獣畜を解体した場合は、その肉、皮、骨及び臓器を速やかに化製場へ送ること。ただし、皮及び骨の倉庫を有する施設にあつては、皮及び骨に限り、貯蔵し、又は保管することができる。
 - (4) 死亡獣畜を埋却する場合は、牛及び馬にあつては深さ2.5メートル以上、豚、めん羊及びやぎにあつては深さ1.5メートル以上の穴に埋却すること。
 - (5) 埋却した死亡獣畜は、発掘しないこと。ただし、規則で定めるところにより、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4条の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条中「前条第1項」を「第3条第1項」に改め、「除く。）」の下に「を、法第8条に規定する製造又は貯蔵の施設の管理者の講ずべき措置については前条第1項の規定（貯蔵の施設の管理者の講ずべき措置については、同項第1号の規定に限る。）」を加え、「同項」を「第3条第1項」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（動物の飼養又は収容のための施設の管理者の講ずべき措置）

第8条の2 法第9条第5項において準用する法第5条第4号の規定により、動物の飼養又は収容のための施設の管理者の講ずべき措置を次のように定める。

- (1) 動物の排せつするふんは、毎日汚物ために搬出し、施設の周辺を汚染しないよう取り扱うこと。
- (2) 汚水だめの尿は、あふれる前にくみ取り、搬出すること。
- (3) 施設と飲料水源との距離は、5メートル以上とすること。

第10条中「市町村」の下に「（保健所を設置する市を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、保健所を設置する市が処理することとする。

- (1) 第3条の2第2項第1号の規定に基づく死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の届出の受理に関する事務
- (2) 第3条の2第2項第5号ただし書の規定に基づく死亡

獣畜の発掘の許可に関する事務

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に化製場等に関する法律施行細則（昭和59年愛媛県規則第54号。以下「規則」という。）第8条第2号アの規定により届出がされている死亡獣畜の解体、埋却及び焼却については、改正後の化製場等の構造設備の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の2第2項第1号の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に規則第8条第2号オただし書の許可を受けている者又は同号オただし書の許可の申請をしている者は、それぞれ新条例第3条の2第2項第5号オただし書の許可を受けた者又は同号オただし書の許可の申請をした者とみなす。

--	--